

別表2 活動項目表

1 防火対象物自衛消防隊長の統括指揮項目

指揮A

	指揮項目等	備考
①	隊員への任務指示	※
②	現場駆付け者の装備品等の携行品の確認	※
③	火災確認中の旨の放送等指示 (放送設備連動の場合は省略)	※
④	現場の状況収集指示 (放送設備又は内線電話を活用し、出火場所の従業員等からの状況報告、駆付けた本部隊員からの状況報告)	※
⑤	火災断定 (現場からの火災連絡、受信機に複数の警戒区域が火災表示した場合、感知器発報とスプリンクラー設備が前後して作動した場合等)	※
⑥	119番通報指示又は通報済みの確認	※
⑦	出火及び延焼状況の情報収集の指示 (出火場所、燃焼物体、燃焼範囲の状況(炎、煙の拡散状況)、危険物品等の消火活動上支障のあるものの有無、出火原因)	※
⑧	出火状況による初期消火班への消火方法の指示	※
⑨	延焼状況による避難誘導の指示 (避難方向、避難対象範囲)	※
⑩	各種設備の作動停止指示 (空調、常用E V、エスカレーター等)	選択
⑪	関係者(管理権原者等)への連絡指示	※
⑫	排煙設備の作動指示	選択
⑬	避難の情報収集の指示 (逃げ遅れの有無、避難誘導状況、負傷者等の状況、避難者数)	※
⑭	消火・延焼状況の情報収集の指示 (消火器の使用状況、屋内消火栓の使用状況、スプリンクラー設備の作動状況)	※
⑮	負傷者等の措置状況の情報収集の指示 (負傷者がいない場合は、応急救護班に他の任務を指定)	選択
⑯	出火室に自力避難困難者が在室する場合は、安全防護班及び応急救護班に優先して出火室の避難救出の任務を指定	選択
⑰	防火区画等の形成指示及び防火区画状況の情報収集の指示	※
⑱	関係図書の準備 (各階の平面図及び立面図、ダクト系統図、消防用設備等の設置図、その他必要な図書)	※
⑲	消防隊への情報提供 (⑨、⑩、⑫、⑬、⑭、⑮、⑰、⑱、非常用E Vの鍵の状況、常用及び非常電源の状況)	※
⑳	指示、伝達及び応答の適正な声量	※

- ・ 備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。
- ・ 防火対象物自衛消防隊長の代行者が行動する場合も、当該防火対象物自衛消防隊長が行動したものとみなす。

2 想定出火場所の防火対象物地区隊長の現場活動指揮項目

指揮B

- ・ 備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。

	指揮項目等	備考
①	火災断定 (現場からの火災連絡等)	※
②	通報連絡(情報)班に119番通報又は本部隊への火災通報指示	※
③	各班(担当)への活動指示	※
④	通報連絡(情報)班に出火及び延焼状況の情報収集の指示(出火場所、 燃焼物体、燃焼範囲の状況(炎、煙の拡散状況)、危険物品等の消火活動上支障のあるものの有無、出火原因)	※
⑤	出火状況による初期消火班への消火方法の指示	※
⑥	延焼状況による避難誘導班への避難誘導指示 (避難方向、避難対象範囲)	※
⑦	負傷者がいない場合には、応急救護班に避難誘導任務を指定	選択
⑧	出火室に自力避難困難者が在室する場合は、安全防護班及び応急救護班に優先して出火室の避難救出の任務を指定	選択
⑨	防火区画等の形成指示	※
⑩	通報連絡(情報)班に状況報告指示 ・ 消火状況(消火器の使用状況、屋内消火栓の使用状況、スプリンクラー設備の作動状況) ・ 避難状況(逃げ遅れの有無、避難誘導状況) ・ 安全防護状況(区画形成状況、排煙状況) ・ 応急救護状況(負傷者の有無、救護状況)	※
⑪	通報連絡(情報)班に防火対象物本部隊への情報提供指示	※
⑫	消防隊への情報提供	※
⑬	指示、伝達及び応答の適正な声量	※

- ・ 本表は、防火対象物地区隊が設けられている場合に使用する。
- ・ 防火対象物地区隊長の代行者が行動する場合も当該防火対象物地区隊長が行動したものとみなす。
- ・ 大規模事業所等で防火対象物地区隊の中に事業所地区隊が設けられている場合は、事業所地区隊長にも適用する。

3 隊員の活動項目

	活 動 項 目 等	備考
火災発見時の措置	(1) 大声で周囲に火災を知らせる。	選択（自衛消防隊員又は在館者の行動）
	(2) 非常ベルのボタンを押す。 （人による発見の場合）	
	(3) 自衛消防隊へ非常電話や内線電話等で火災発生を知らせる。	
本部隊の拠点となる場所から現場への駆付け員 活動A	(1) 自動火災報知設備の発報場所を確認する。	※
	(2) 事前計画の携行品を持参する。 （メガホン、送受話器、マスターキー、非常用E Vキー等）	※
	(3) 服装は活動に支障ないものとする。 （靴（紐は解けてないか）、手袋等）	※
	(4) 現場への駆付けは、最短距離又は時間（非常用E V、避難階段の選択）とする。 （常用E Vを使用し出火点に向かった場合、停電時最寄階停止装置付きのE Vを使用し、出火区画の直下階までの使用であること。）	※
	(5) 非常用E Vの消防一次運転の操作を適正に行う。 （ボタンの押し方、到着時の消防運転の鍵の切の操作等）	選択
	(6) 出火階到着から感知器発報区域まで迷わずに駆付ける。 （アドレス表示された感知器の発報場所を探し当てる。）	※
	(7) 煙が見えない場合でも、天井裏、パイプスペース、ダクトスペース等の隠蔽された部分を確認する。	※
	(8) 各班と連携をとる。	※
	(9) 現場到着後、直ちに自己の任務の行動に移る。	※
	(10) 伝達及び応答は適正な声量か。	※
消防機関等への通報 活動B	(1) 火災を発見した者、又は、現場確認者等から火災の連絡を受けた時、直ちに119番通報する。（ア又はイ） ア 加入電話による通報 イ 火災通報装置（事業所火災直接通報）による通報	※
	(2) 119番通報（火災通報装置（事業所火災直接通報）の場合は東京消防庁からの問い合わせに対する応答）は、慌てず正確に実施する。 ア 火災である旨 イ 所在地、建物の名称及び目標建物 ウ 火災の状況（出火階、燃焼物、逃げ遅れの有無等）	※
	(3) 防火対象物自衛消防隊長又は防火対象物地区隊長及び関係者（管理権原者等）への火災発生（及び119番通報済み）の連絡をする。	※
	(4) 伝達及び応答を適正な声量とする。	※

備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。

		活 動 項 目 等	備考
館内放送等 活動C	放送設備がある場合	(1) 放送は同一の者が実施する。	選択
		(2) 在館者への避難誘導放送は、火災発生確認後、速やかに行う。	
		(3) 放送内容のマニュアルを用意する。	
		(4) 放送設備の放送内容を適正に行う。 ア 放送選択階を適正に行う。 イ 声は落ち着いて、明確な指示口調とする。 ウ 放送内容を分かりやすくする。 エ 繰り返し放送する。 オ 送り手を言う。	
		(5) 階選択は出火階及び出火直上階を優先する。	
		(6) 出火場所、延焼・煙拡散状況など総合的に判断し、避難放送階を選択する。	
		(7) 全館へ火災発生及び延焼状況を放送する。	
		(8) 放送内容に避難時のE Vの使用禁止を含む。	
		(9) 全館放送する時期を適正に行う。	
		(10) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
	ない場合	(1) 出火階以外の階へ火災発生及び延焼状況の連絡（内線電話、外線電話等）を行う。	選択
		(2) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
情報収集 活動D		(1) 出火場所を確認する。	※
		(2) 火災規模を把握する。	※
		(3) 何が燃えているかを確認する。	※
		(4) 延焼危険（消火活動状況）を確認する。	※
		(5) 逃げ遅れを確認する。	※
		(6) 傷者の有無及び状況を確認する。	※
		(7) 活動人員を確認する。	※
		(8) 区画形成状況を確認する。	※
		(9) 危険物等の有無を確認する。	※
		(10) 防火対象物自衛消防隊長又は防火対象物地区隊長へ前(1)から(9)の情報を伝達する。	※
		(11) 情報収集内容を記録する。	※
		(12) 伝達及び応答を適正な声量とする。	※

備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。

		活 動 項 目 等	備考
初期消火	消火器 活動E1	(1) 現場へ駆付ける途中、消火器を携行する。	※
		(2) 火災発見時に「火事だ！」と周囲に聞こえる声で知らせる。	※
		(3) 躊躇なく消火器で初期消火を行う。 (場合によっては消火器を使わずに最初から屋内消火栓を使ってもよい。)	※
		(4) 消火器の操作手順等は適正に行う。 ア 消火器の適応性を確認する。 イ 安全ピンを抜き、ノズルを火点に向け、レバーを握る順序で動作を行う。 ウ 有効射程距離（一般的な消火器の場合は3～5m）を考え安全な範囲で火元に近づき、姿勢を低くして放射する。	※
		(5) 追加消火器は身近にあるものを使用する。	選択
		(6) 消火器で消火できないとの判断を適正な時期に行う。 (天井に火が移るまで。状況によってはそれ以前)	※
		(7) 再燃防止の確認を行う。	※
		(8) 伝達及び応答を適正な声量とする。	※
	屋内消火栓 活動E2	(1) 直近で火煙の危険のない屋内消火栓を使用する。	選択
		(2) 燃焼物は水による消火が適正か確認する。 (燃焼物は電気設備や禁水性の危険物などでないこと。)	
		(3) 屋内消火栓の操作手順を適正に行う。 ア 1号消火栓 ① 起動ボタンを押す。 ② 慌てずにホースを延長する。 ③ 放水始めの合図と共にバルブを全開にする。 ④ ホースの引っ張り防止を行う。 ⑤ 筒先の確保及びノズルの操作を適正に行う。 イ 2号消火栓 ① 起動ボタンを押す。 ② 消火栓開閉弁を開く。 ③ 慌てずにホースを延長する。 ④ 筒先の確保及びノズルの操作を適正に行う。	
		(4) 延焼状況により2つ目の屋内消火栓の使用を適正に行う。また、3つ目の屋内消火栓を使用してはならない。	
		(5) 延長ホースが防火区画を構成する防火戸の閉鎖の妨げにならないようにする。	
		(6) 消火不能の際の撤退時に、ホースが防火戸の閉鎖の妨げにならないようにする。	
		(7) 消火不能時に安全に退去する。	
		(8) 再燃防止の確認を行う。	
		(9) 水損防止の措置を行う。	
		(10) 消火不能の場合は、他の任務に移行する。	
		(11) 伝達及び応答を適正な声量とする。	

備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。

		活動項目等	備考
初期消火 活動E	補助散水栓 活動E3	(1) 早期に補助散水栓を活用する。	選択
		(2) 補助散水栓の位置を把握する。	
		(3) 補助散水栓の取扱いを適正に行う。 ア 開閉弁を開く。 イ 慌てずにホースを延長する。 ウ 筒先の確保及びノズルの操作を適正に行う。	
		(4) 延長ホースが防火区画を構成する防火戸の閉鎖の妨げにならないようにする。	
		(5) 消火不能の際に、ホースが防火戸の閉鎖の妨げにならないようにする。	
		(6) 再燃防止の確認を行う。	
		(7) 水損防止の措置を行う。	
		(8) 消火不能の場合は、他の任務に移行する。	
		(9) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
避難誘導（避難救出） 活動F		(1) 現場における避難誘導は、メガホン、拡声器等を活用する。	※
		(2) 安全な方向への避難誘導を行う。	※
		(3) 安全防護班及び応急救護班と協力し、出火室の入所者等を優先して救出する。	選択（自力避難困難者の場合）
		(4) 誘導員の配置は、階段、通路角、E V前等に配置する。	※
		(5) 避難口を開放する。	選択
		(6) エスカレーターやE Vによる避難をさせない。	選択
		(7) 出火区画内の逃げ遅れの確認を行う。	※
		(8) 避難者がいる場合、一次安全区画（ベランダ、バルコニー、隣接部屋等）への早期避難を行う。	※
		(9) 区画内の避難完了ごとに、防火対象物自衛消防隊長又は防火対象物地区隊長へ状況報告を行う。	※
		(10) 出火階において、出火区画以外の区画内の在館者の確認を行う。	選択
		(11) 必要に応じて応援要請を行う。	選択
		(12) 伝達及び応答を適正な声量とする。	※

備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。

		活 動 項 目 等	備考
安全防護区画 活動G	出火区画	(1) 出火場所の防煙たれ壁を作動する。	選択
		(2) 出火場所の排煙設備を作動する。 (自然排煙の場合、風の影響で煙が拡散する場合には閉める。)	
		(3) 出火室の避難者が自力避難困難者の場合は、避難誘導員と連携し救出活動を行う。	
		(4) 出火区画の防火戸、防火シャッターを閉鎖する。 (防火シャッターは、2段階降下（途中で停止できるものに限る。）を行い、避難終了後直ちに閉鎖する。)	
		(5) 火災発生場所の付近に危険物等があれば、できるだけ早く除去する。又は危険物を取り扱う施設の運転を停止し、元バルブの停止を行う。	
		(6) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
	隣接区画	(1) 出火階の水平区画を形成する。	選択
		(2) 防火シャッターは避難者の障害とならないようにする。 (防火シャッターは、2段階降下（途中で停止できるものに限る。）を行い、避難終了後直ちに閉鎖すること。)	
		(3) 自動閉鎖式の防火戸を状況によって手動で閉める。	
		(4) 火災発生場所の付近に危険物等があれば、できるだけ早く除去する。又は危険物を取り扱う施設の運転を停止し、元バルブの停止を行う。	
		(5) 排煙設備を作動する。 (自然排煙の場合、風向きより有効な場所を開放する。)	
		(6) 排煙設備より避難方向に煙を誘導しない。	
		(7) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
	堅穴区画	(1) エスカレーターの停止を行う。 (エスカレーターに乗降している者がいないことを確認して停止すること。)	選択
		(2) 常用E Vは停止確認後に、直ちに防煙のための区画を形成する。	
		(3) 出火階の堅穴区画を形成する。	
		(4) 出火階の堅穴区画形成は水平区画形成より優先する。	
		(5) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
応急救護 活動H		(1) 伝達及び応答を適正な声量とする。	選択（負傷者等がいる場合は他の任務をする。）
		(2) 傷者の情報を収集する。	
		(3) 傷者を安全な場所へ移動する。	
		(4) 応急手当を適正に行う。	
		(5) 応急救護資器材を活用する。	
		(6) 伝達及び応答を適正な声量とする。	

備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。